

青森県報

第九十三号

令和元年
十二月六日
(金曜日)

目次

- 生活保護法による介護機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 右 同……………(同) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……一
- 右 同……………(同) ……一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……三
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……四
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(同) ……四
- 漁業の許可等の申請期間……………(水産振興課) ……四
- 出先機関……………(同上) ……四
- 道路の位置の指定……………(県民局) ……四

告

示

青森県告示第四百七十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定によ

り、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社いち い	名 称	居宅介護事業者	株式会社いち い	名 称	居宅介護事業者	令和 元・〇・一
	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類		主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	
八平川府城陽市 の一四道表一	京都府城陽市 平川中道表一 の一四	居宅療養管理指導	八平川府城陽市 の一四道表一	いちい薬局五 所川原市字 敷島町五八の 一	居宅療養管理指導	令和 元・〇・一

青森県告示第四百七十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社いち い	名 称	介護予防事業者	株式会社いち い	名 称	介護予防事業者	令和 元・〇・一
	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類		主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	
八平川府城陽市 の一四道表一	京都府城陽市 平川中道表一 の一四	介護予防居宅療養管理指導	八平川府城陽市 平川中道表一 の一四	いちい薬局五 所川原市字 敷島町五八の 一	介護予防居宅療養管理指導	令和 元・〇・一

青森県告示第四百七十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		居宅介護事業の種類		居宅介護事業所		廃止年月日	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	訪問看護	訪問リハビリテーション	名称	所在地	年月日	年月日
江渡 諄治	五所川原市字旭町七	江渡内科医院	五所川原市字旭町七	訪問看護	訪問リハビリテーション	江渡内科医院	五所川原市字旭町七	令和元年・九・三六	
〃	〃	〃	〃	居宅療養管理指導	〃	大開調剤薬局	弘前市大字大開一丁目四の	元・九・三〇	
〃	〃	〃	〃	居宅療養管理指導	〃	ベイ薬局緑ヶ丘店	むつ市緑ヶ丘三五の四	元・八・二七	
〃	〃	〃	〃	居宅療養管理指導	〃	ハート調剤薬局中央通り店	弘前市大字上鞆師町四	元・九・三〇	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	ハート調剤薬局森町店	弘前市大字松森町四八		

青森県告示第四百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者		介護予防事業所		介護予防事業の種類		介護予防事業所		廃止年月日	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	訪問看護	訪問リハビリテーション	名称	所在地	年月日	年月日
江渡 諄治	五所川原市字旭町七	江渡内科医院	五所川原市字旭町七	訪問看護	訪問リハビリテーション	江渡内科医院	五所川原市字旭町七	令和元年・九・三六	
〃	〃	〃	〃	居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	大開調剤薬局	弘前市大字大開一丁目四の	元・九・三〇	
〃	〃	〃	〃	居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	ベイ薬局緑ヶ丘店	むつ市緑ヶ丘三五の四	元・八・二七	
〃	〃	〃	〃	居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	ハート調剤薬局中央通り店	弘前市大字上鞆師町四	元・九・三〇	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	ハート調剤薬局森町店	弘前市大字松森町四八		

青森県告示第四百七十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）以下「例によ

る生活保護法」という。)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名 称	所 在 地	
江渡 諄治	五所川原市字旭町七	訪問看護	江渡内科医院	五所川原市字旭町七	令和元年・九・三六
〃	〃	訪問リハビリテーション	〃	〃	〃
〃	〃	居宅療養管理指導	〃	〃	〃
有限会社北日本医療	弘前市大字大開一丁目四の	〃	大開調剤薬局	弘前市大字大開一丁目四の	元・九・三〇
有限会社ティエム	青森市沖館五丁目五の二五	〃	ベイ薬局緑ヶ丘店	むつ市緑ヶ丘三五の四	元・八・二七
有限会社リープ	弘前市大字上鞆師町四	居宅療養管理指導	ハート調剤薬局中央通り店	弘前市大字上鞆師町四	元・九・三〇
〃	〃	〃	有限会社リープハート調剤薬局安原店	弘前市大字安原三丁目七の一〇	〃
〃	〃	〃	ハート調剤薬局松森町店	弘前市大字松森町四八	〃

青森県告示第四百八十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてそ

の例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	名 称	所 在 地	
江渡 諄治	五所川原市字旭町七	訪問看護	江渡内科医院	五所川原市字旭町七	令和元年・九・三六
〃	〃	訪問リハビリテーション	〃	〃	〃
〃	〃	介護予防居宅療養管理指導	〃	〃	〃
有限会社北日本医療	弘前市大字大開一丁目四の	〃	大開調剤薬局	弘前市大字大開一丁目四の	元・九・三〇
有限会社ティエム	青森市沖館五丁目五の二五	〃	ベイ薬局緑ヶ丘店	むつ市緑ヶ丘三五の四	元・八・二七
有限会社リープ	弘前市大字上鞆師町四	介護予防居宅療養管理指導	ハート調剤薬局中央通り店	弘前市大字上鞆師町四	元・九・三〇
〃	〃	〃	有限会社リープハート調剤薬局安原店	弘前市大字安原三丁目七の一〇	〃
〃	〃	〃	ハート調剤薬局松森町店	弘前市大字松森町四八	〃

青森県告示第四百八十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和元年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	名称	指定年月日
障害福祉サービスの種類	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスを行う所	
共同生活援助	つがる市木造柴田弥生田二の一会	あさひの家	令和元年三月一日
		つがる市木造朝日八の一九	

青森県告示第四百八十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和元年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
サカエ薬局きづくり	つがる市木造有楽町六五の三	令和元年三月一日

青森県告示第四百八十三号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船

底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同規則第八条第三項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和二年一月六日から同年七月十七日まで

備考

- 一 漁業種類 手繰第二種漁業のうち、うにびき網漁業
- 二 操業区域 東共第二十五号、東共第二十七号、東共第二十九号及び東共第三十号の各漁業権漁場の区域
- 三 操業期間 令和二年二月一日から同年七月三十一日まで
- 四 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 百四十一隻

出 先 機 関

上北地域県民局告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年十二月六日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

位 置	延 長	幅 員	指 定
十和田市大字三本木字西小稲一八九の二	五四・五七メートル	六・〇〇メートル	年月日
			令和元年三月一日

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号 青森市 青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号 青森市 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円七十三銭